

泉南市公用封筒（会計課扱分）広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、泉南市会計課にて取扱われる公用封筒に広告を掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

（広告の制限）

第2条 次の各号の一に該当するものは、公用封筒に掲載することができない。

- (1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (2) 政治または宗教に関するもの
- (3) 社会問題などについて主義主張や意見広告を行うもの
- (4) 本市業務の遂行に影響を及ぼすもの、又はそのおそれのあるもの
- (5) その他公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの

2 前項に定めるもののほか、市長が不適当と認めるものは、公用封筒に掲載することができない。

（広告の範囲）

第3条 公用封筒に掲載できる広告は、前条および別に定める公用封筒に掲載できる広告に関する基準（以下、「掲載基準」という。）の規定を満たし、かつ、公用封筒に掲載する広告として適当であると市長が認めるものとする。

（広告の位置、規格及び掲載料等）

第4条 広告の掲載位置は封筒の裏面とし、規格及び掲載料等は、別表の通りとする。

（掲載期間）

第5条 広告を掲載する期間は、当該広告が印刷された封筒の在庫のある期間とし、期間中は原則として掲載を中止することはできないものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、広告主の費用負担により広告掲載を中止する。

（募集方法）

第6条 広告の掲載を希望する者の募集は、市の広報紙又はホームページ等で公募する。

2 募集した枠数に希望者が満たない場合は、契約検査課と諮った上で会計課において、広告業者をはじめとする業者に対し、広告掲載枠の利用を促進することとする。

（広告掲載枠の転売）

第7条 広告掲載枠の転売は、広告業者が広告掲載枠を使用する場合に限り認めることとする。

2 前項の転売を行った場合にも転売後の広告内容については、この要領及び掲載基準の規定を適用し、広告業者がその責を負うこととする。

(申込)

第8条 広告の掲載を希望する者は、泉南市公用封筒広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿案を添えて、会計課に提出しなければならない。

- 2 一業者あたりの申込枠数は、複数枠及び連続する複数枠の申込も可能とする。但し、広告の掲載を希望する者が多数の場合には、一枠に対しての申込として取扱う。

(審査及び承認)

第9条 会計課に広告掲載の申し込みがあったときは、速やかに審査し当該広告掲載の可否を決定するものとする。ただし、業種、業者および広告の内容等に疑義が生じた場合には、当該広告掲載につき全庁的な判断を仰がなければならない。

- 2 広告の掲載を希望する者が多数で、この要領及び掲載基準の規定に照らしても未だ募集の枠数を超えているときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 第一順位は、国、政府機関、地方公共団体及びこれに類するものとする。

(2) 第二順位は、市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するものとする。

(3) 第三順位は、前2号に掲げる以外のものとする。

- 3 同順位の申込者が複数ある場合には、原則として抽選により可否を決定するものとする。

- 4 広告掲載の可否を決定したときは、速やかに泉南市公用封筒広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

- 5 広告掲載の決定通知を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、泉南市公用封筒広告掲載請書（様式第3号）及び、掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

(掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに一括納付するものとする。但し、市長が特別な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

(内容の変更)

第11条 提出された版下原稿を精査し、広告の内容及びデザイン等がこの要領並びに掲載基準に抵触していると認める場合には、広告主に対し、広告の内容等の変更を求めなければならない。

(広告掲載の決定の取消)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、広告主への催告その他の手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定期日までに理由なく広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに広告の版下原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容等の変更を行わないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、公用封筒作製業務に支障をきたすとき。

(掲載料の返還)

第13条 市長は広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告掲載の決定を取り消したときは、既納の全部又は一部を返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、封筒に掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてについて権利関係の処理が完了していることを保証しなければならない。

3 広告主は、第三者から広告に関連して損害賠償請求がなされた場合には、自己の責任及び負担において、これを解決することとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別にこれを定める。

付 則

この要領は、平成19年3月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年6月9日から施行する。

別表（第4条関係）

1. 広告掲載枠（一枠）の規格及び掲載料等

封筒サイズ	枚数	広告の規格	刷り色	掲載料	封筒1枚 あたりの 枠数
長形3号（会計課扱い）	20,000枚	縦45mm×横85mm	1色 (封筒の文字と 同色)	35,000円 (税込)	4
角形2号（会計課扱い）	20,000枚	縦120mm×横100mm	1色 (封筒の文字と 同色)	70,000円 (税込)	4

2. 入稿形態

データ形式：イラストレーター（他形式の場合は要協議）

3. その他

- ①広告掲載料には、広告の原稿製作費（版下・デザイン等）は含まない。
広告主が作成し、完全データで入稿すること。
- ②広告枠の大きさに合わせ、0.5mmの枠線を入れること。
- ③広告枠内に広告主の名称及び連絡先を明確に表示すること。
- ④広告枠内上部に縦8mm×横12mm以上の大きさに「**広告**」（外側を実線で囲む）と必ず表示すること。
- ⑤広告の刷色を多色にする場合は、別途協議の上、多色刷りにかかる費用の増額分を広告掲載料とは別に広告主が負担すること。